

リスク分担表

項目	リスクの内容	リスク分担	
		小牧市	指定管理者
物価変動	物価変動に伴う経費の増		○
賃金変動	最低賃金の上昇に伴う人件費の増	○	
	その他指定管理者の経営状況・経営判断による給与改善・処遇改善に伴う人件費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の破綻、事業放棄など、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断等	協議事項	
	天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	(※)
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（市が取得すべきもの）	○	
	上記以外の場合		○
資金調達	委託料（市→指定管理者）の支払い遅延によって生じたもの	○	
	上記以外の場合		○
施設・設備・物品等の損傷・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定書に定めた要求水準に不適合の場合		○
需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
施設の競合	競合施設による利用者の減、収入の減		○

【別紙3】

施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合 (不適切な施設の管理・運営による利用者のけが、個人情報の漏えい等)		○
	上記以外の場合	○	
セキュリティー	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
引継ぎ	業務の引継ぎにかかる費用		○
事業終了時の費用	指定管理期間の満了、又は指定管理期間中における業務の廃止に伴う撤収・原状回復費用		○
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合 (不適切な施設の管理・運営による騒音・振動等の苦情等)		○
	上記以外の場合	○	

※指定管理者が不可抗力発生時の必要な対応を怠ったことにより生じたものは、指定管理者の負担となることがある。(例：災害発生時等において、職員の身の安全が確保できているにも関わらず、利用者の避難誘導や安全確保等を行わず職場放棄し無断で帰宅したため利用者の怪我に繋がった場合は、「施設利用者への損害」により判断する。)